

外部団体での楽器の使用申請・返却の流れ

申請者（保護者・生徒の動き）

学校の動き

1 申請から楽器の貸与

① 申請者（保護者・生徒）からの希望

※窓口は 学校（教頭）

② 学校による申請者への確認・説明

- ア 同意書の内容の確認・説明
- イ 貸与を希望する楽器の確認

③ 申請者から学校へ同意書の提出

④ 学校にて同意書の確認 → 楽器の貸与

※保護者から提出された同意書は複写し、正は学校が管理・保管する。

写は保護者へ渡す。

※貸与する楽器の状態を学校と申請者の双方で確認し、必要があれば画像や同意書にメモする等、記録する。

2 楽器の返却

① 申請者からの楽器の返却（修了式までに）

② 学校にて楽器の確認 → 同意書に返却日と確認者を記入

※楽器の使用は年度内に限る。そのため、継続して使用を希望する場合は、同意書を年度ごとに提出させる。